

令和7年7月28日

**福岡市博物館リニューアル事業 事業契約書（案）等の修正方針
（本館等の整備業務の対価（サービス対価 A）に関する修正について）**

令和7年6月2日付で公表した事業契約書（案）修正版（以下、「事業契約書（案）修正版」という。）及び様式集修正版（以下、「様式集修正版」という。また「事業契約書（案）修正版」とあわせて「事業契約書（案）修正版等」という。）について、サービス対価のうち本館等の整備業務の対価（サービス対価 A）に関する修正を行うにあたり、修正の意図等を知らしめることを目的とし、本修正方針にて周知する。

なお、本館等の整備業務の対価（サービス対価 A）に関する具体的な修正内容は、令和7年8月上旬に予定している入札説明書等に関する第2回質問に対する回答の公表にあわせて、事業契約書（案）修正版等の修正を行うことにより正式に示す。

1 本館等の整備業務の対価（サービス対価 A）の内容及び算出方法について

本館等の施工業務及びその関連業務のうち、要求水準書 添付資料 8-1、8-2 及び 8-3 に記載する什器・備品を新規調達（新規購入又は新規製作）、移設又は廃棄することに係る費用に対応するサービス対価として、本館等の整備業務に係る対価（サービス対価 A）に、新たに「サービス対価 A-2」の区分を設け、令和10年度の本館等の引渡し後に一括払いを行うこととする。

当該費用については割賦払いの対象としないため、入札価格の算定にあたりサービス対価 A-1-1（割賦元本）として扱わないよう注意すること。

2 入札価格の算定における基準金利の修正について

令和7年6月2日付で公表した「入札説明書等に関する第1回質問に対する回答」の番号384の回答に基づき、事業契約書（案）別紙5の3・(1)・②に定める「入札価格の算定における基準金利」については、「市が入札予定価格算定に用いた基準金利」とする。なお、適用する基準金利の具体的な値は、事業契約書（案）修正版等の修正により示す。

以上